

FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議構成員 殿 事 務 連 絡  
平成25年11月27日  
警 察 庁  
財 務 省

FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議（第5回）・犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会合同会議の開催について

標記の会議を下記のとおり開催することとなりましたので、ご連絡いたします。  
記

- 1 日時  
平成25年12月2日（月）午後1時30分から
- 2 場所  
中央合同庁舎第2号館16階警察庁第1会議室
- 3 出席者  
警察庁長官官房審議官（犯罪収益対策担当）  
財務省大臣官房審議官（国際局担当）  
別紙1「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の設置について」及び別紙  
2「犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会（案）」の構成員
- 4 議事次第（案）  
別紙3のとおり
- 5 その他  
会議準備のため、出席予定の構成員及び随行者を平成25年11月29日（金）12時まで  
に下記連絡先あてに連絡をお願いします。

（連絡先）  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
犯罪収益移転防止管理官付

電 話 03-3581-0141  
（内線）

メール



「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の設置について

平成17年12月22日  
関係省庁申合せ  
平成25年7月22日改定

- 1 FATF勧告実施に関して、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の総合的な推進を図るため、「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。
- 2 連絡会議の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に分科会を設置する。分科会は、関係省庁の職員をもって構成する。
- 4 連絡会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、警察庁、金融庁、法務省、外務省及び財務省において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。



別添

## 関係省庁連絡会議のメンバー

議 長	警 察 庁	刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官
	金 融 庁	総務企画局総務課国際室長
構 成 員	法 務 省	刑事局国際課長
	外 務 省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長
	財 務 省	国際局国際機構課企画官
	内 閣 官 房	内閣参事官
	内 閣 府	政策統括官(経済社会システム担当) 付参事官(市民活動促進担当)
	警 察 庁	生活安全局生活安全企画課長 長官官房参事官(危機管理企画担当)
	金 融 庁	総務企画局企画課調査室長 総務企画局開示課開示業務室長
	総 務 省	大臣官房企画課長 自治行政局行政課長 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
	法 務 省	大臣官房司法法制部司法法制課長 大臣官房秘書課国際室長 民事局民事第二課長
	財 務 省	大臣官房政策金融課長 国際局調査課外国為替室長 国税庁長官官房総務課国税企画官
文部科学省	大臣官房国際課長	
厚生労働省	労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長	
農林水産省	食料産業局商品取引グループ長 経営局金融調整課長 水産庁漁政部水産経営課長	
経済産業省	製造産業局参事官 商務情報政策局日用品室長 商務情報政策局サービス産業課長 商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長 商務流通保安グループ消費経済企画室長 商務流通保安グループ商取引監督課長 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長 中小企業庁事業環境部金融課長	
国土交通省	土地・建設産業局不動産課長 大臣官房危機管理官	

オブザーバー

法務省 刑事局公安課長  
最高検察庁 公安部公安事務課長  
財務省 関税局調査課長  
厚生労働省 医薬食品局監視指導・麻薬対策課長  
証券取引等監視委員会 特別調査課長

(案)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会

- 1 「FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議」の下に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会」を置く。
- 2 分科会の構成員は、別添のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 分科会の庶務は、内閣官房の協力を得て、警察庁において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別添

## 分科会のメンバー

議長	警察庁	刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（事務局）
構成員	内閣官房	内閣参事官（内政）
	警察庁	生活安全局生活安全企画課長 長官官房参事官（危機管理企画担当）警備局警備企画課
長	金融庁	総務企画局企画課調査室長 総務企画局開示課開示業務室長業務参事官
	総務省	自治行政局行政課長 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長 郵政行政局貯金保険課長
官	法務省	大臣官房司法法制部司法法制課長 民事局民事第二課長
	財務省	大臣官房政策金融課長 国際局調査課外国為替室長 国税庁長官官房総務課国税企画官
用課長	厚生労働省	労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室長
	農林水産省	食料産業局商品取引グループ長総合食料局商品取引監理
用課長	経済産業省	経営局金融調整課長 水産庁漁政部水産経営課長 商務情報政策局製造産業局日用品室長 商務情報政策局サービス産業課長 商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長取引信
	国土交通省	商務流通保安グループ消費経済企画室長商務課長 商務流通保安グループ商取引監督課長 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課長 中小企業庁事業環境部金融課長 土地・建設産業局総合政策局不動産課長 大臣官房危機管理官
オブザーバー	法務省	刑事局公安課長
罪室長	最高検察庁	公安部公安事務課長
	外務省	総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長国際組織犯
	財務省	関税局調査課長



国際局国際機構課企画官

厚生労働省 医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

農林水産省—水産庁増殖推進部栽培養殖課長

国土交通省—海上保安庁警備救難部刑事課長

証券取引等監視委員会 特別調査課長



(案)

F A T F 勧告実施に関する関係省庁連絡会議（第5回）・  
犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会  
合同会議の開催について

平成25年12月2日(月)

13 : 30 ~

中央合同庁舎第2号館16階警察庁第1会議室

<議事次第>

- 1 開会
- 2 分科会の改組について
- 3 犯罪収益移転防止法及び下位法令の改正の方向性について
- 4 犯収法改正に係る関係省庁協議及び業界説明の進め方
- 5 意見交換・質疑応答
- 6 閉会

顧客管理ワーキンググループ構成員 殿

事務連絡  
平成25年11月27日  
警察庁  
財務省

顧客管理ワーキンググループの開催について

標記の件については、FATF対日相互審査における指摘等を踏まえ、当庁において犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の改正に向けた検討を進めているところ、その骨子案について協議を開始するに当たり、その内容を説明し、各構成員（各関係省庁等の課長補佐級職員（別添1参照。）以下同じ。）の御質問に回答するため、顧客管理ワーキンググループを下記のとおり開催いたします。

各構成員におかれましては、出席者の氏名及び所属部署を各窓口担当課においてとりまとめの上、平成25年11月29日（金）12時までにご回答願います。

また、各構成員におかれましては、顧客管理ワーキンググループ開催時までに別添2の資料を御確認の上、事前に質問等を御準備願います。御質問については、同ワーキンググループ開催前にも随時受け付けます。

なお、今後の協議の進め方については別添3を御参照ください。

記

- 1 日時  
平成25年12月2日（月）午後3時30分から
- 2 場所  
中央合同庁舎第2号館16階警察庁第1会議室
- 3 出席者  
顧客管理ワーキンググループ構成員（別添1）
- 4 説明・協議資料
  - (1) 犯罪収益移転防止法及び下位法令の改正の方向性（別添2）
  - (2) 犯取法改正に係る関係省庁協議及び業界説明の進め方（別添3）

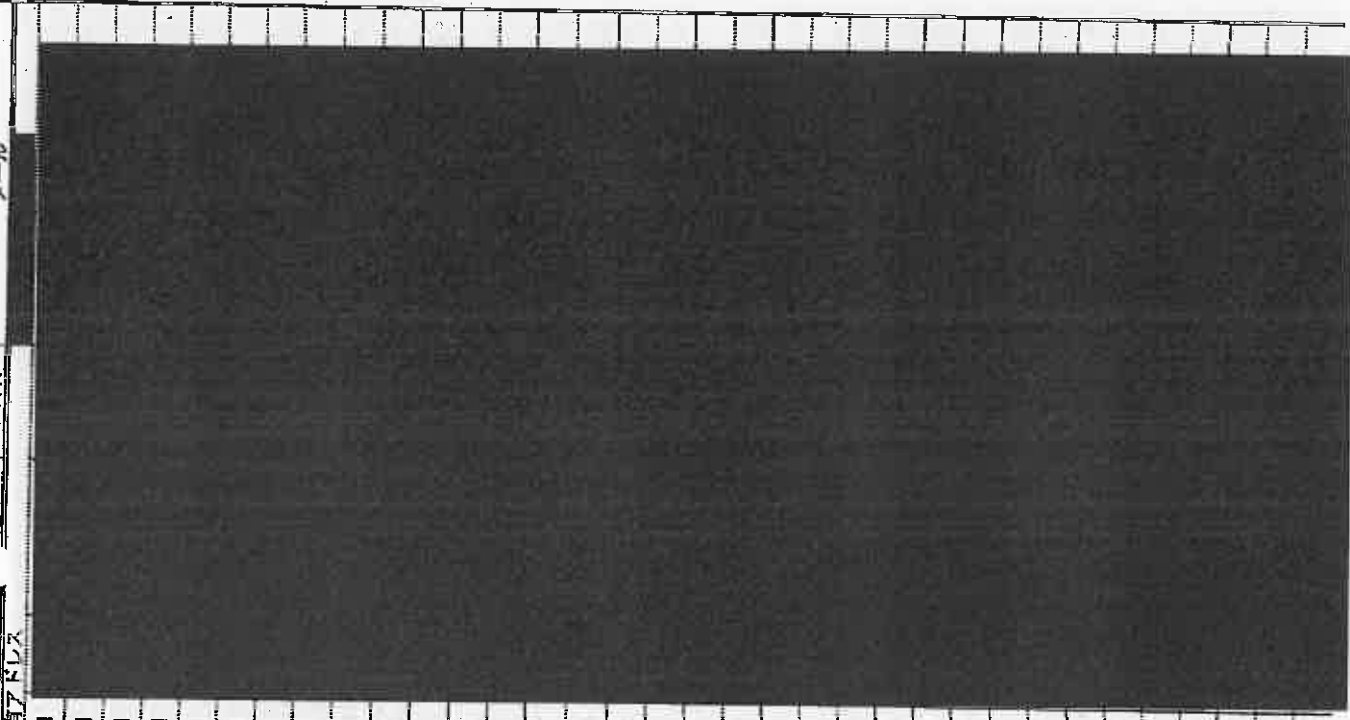
(連絡・問い合わせ先)  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
犯罪収益移転防止管理官付  
[会議について]

電話03-3581-0141（内線 [ ]）

[説明・協議資料について]

- ①法律に関する事項 [ ]  
電話03-3581-0141（内線 [ ]）
- ②下位法令に関する事項 [ ]  
電話03-3581-0141（内線 [ ]）

メール（共通）  
[ ]



省庁名	氏名	職名	担当補佐	構成員氏名	電話	内線
警察庁	國枝 治男	刑事局組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官	担当補佐	石田 晴彦	3581-0141	
			担当補佐	藤山 智博	3581-0141	
			担当補佐	中西 実	3581-0141	
			犯収官付	大西 冠人	3581-0141	
			検査課付	齊藤 敏之	3581-0141	
			係長		3581-0141	
			係長		3581-0141	
			係長		3581-0141	
			係長		3581-0141	
			係長		3581-0141	
内閣官房	田中 勝也	内閣参事官(内政)	担当補佐	淡路 高介	5253-2111	
警察庁	鈴木 三男	生活安全局生活安全企画課長	※ 係長		3581-0141	
		長官官房参事官(危機管理企画)	担当補佐	松下 和彦	3581-0141	
			※ 係長		3581-0141	
			担当補佐	大谷 真子	3506-6000	
			※ 係長	平野 学	3506-6000	
金融庁	長岡 峻	総務企画局企画調査室長	担当補佐	山口 隆徳	3560-6000	
		総務企画局企業開示課開示業務室長	係長	面谷 将広	3560-6000	
			担当補佐	在津 謙作	3580-6000	
			総務係長	中尾 努	3560-6000	
			審理第二係長	水澤 良平	3560-6000	
	係員		3560-6000			
総務省	原田 淳志	大臣官房総務課長	※ 係員	大森 美佳	5253-5111	
		大臣官房企画課長	係長	眞員 基之	5253-5111	
		自治行政局行政課長	担当補佐	岡 裕二	5253-5111	
			係員	杉本 健太	5253-5111	
			担当補佐	門田 茂	5253-5111	
	係長	中野 誠	5253-5111			
	係員	服部 裕史	5253-5111			
	係員	中川 北斗	5253-5111			
	担当補佐	菊地 宣晶	5253-5111			
	係長	高盛 稔	5253-5111			
	係員	一田 菜穂	5253-5111			

担当	氏名	職山	係員	職員氏名	電話	
法務省	大臣官房秘書課総務・法令係	※	係員	高菅 永次	3580-4111	
	大臣官房司法法制部 司法法制課長	※	係員	佐藤 博行	3580-4111	
			担当 (司法法制部付)	係長	宮木 森子	3580-4111
			係長	手塚 貴与	3580-4111	
			係員	松浦 英樹	3580-4111	
			係員	植竹 正明	3580-4111	
			担当 (民事局付)	伊藤 孝至	3580-4111	
			係長	岡田 大樹	3580-4111	
			担当 (刑事局付)	渡田 祐嗣	3580-4111	
			係長	松本 智子	3580-4111	
		係長	古橋 崇	3592-5611		
外務省	最高検察庁 公安部公安事務課長		係長	直江 泰輝	5501-8000	
	総合外交政策局国際安全・治安 対策協力室	※	検事 事務官	小鷲 秋乃	5501-8000	
	大臣官房政策金融課長		係長	山口 理恵	3581-4111	
			係員	江口 浩司	3581-4111	
			係長	齋藤 博昭	3581-4111	
			担当補佐	山下 弘史	3581-4111	
			係長	鎌田 幸登	3581-4111	
			係長	猪飼 一生	3581-4111	
			係員	伊藤 幸太	3581-4111	
			担当補佐	尾部 良一	3581-4161	
財務省	国際局 調査課外国為替室長	※	係長	小田嶋 淳	3581-4161	
	国際局国際機構課企画官		係長	中 彰宏	3581-4161	
	国税庁 長官官房総務課国税企画官		担当補佐	梅野 一成	5253-1111	
			係長	小川 飛史	5253-1111	
	労働基準局労働者生活課 労働金庫業務室長	※	担当補佐		5253-1111	
	医薬食品局 監視指導・麻薬対策課長		係長	佐々木 政云	3502-8111	
	食料産業局 商品取引グループ長		担当補佐	御園生 寛	3502-8111	
			係長	中澤 侑治	3502-8111	
			係長	渡谷 美保	3502-8111	
			担当指導官	丸山 昌弘	3502-8111	
農林水産省	陸産局 金融調整課長	※	係員	三善 慶太	3502-8111	
	水産庁漁政部 水産経営課長		担当補佐	近久 浩典	3502-8111	
			係長	世並 優一	3502-8111	

氏名	氏名	職名	職名	電話番号	メールアドレス	
経済産業省	商務情報政策局 日用品室長	総括補佐	三輪田 祐子	3501-1511		
		担当補佐	板倉 克行	3501-1511		
	商務流通保安グループ 参事官	総括係長	太田 賢志	3501-1511		
		係員	井上 愛	3501-1511		
		総括補佐	亀井 明紀	3501-1511		
	商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課長	係長	藤岡 明彦	3501-1511		
		係員	石川 なな子	3501-1511		
		係員	宮下 晃一	3501-1511		
	商務流通保安グループ 消費経済企画室長	担当補佐	國峯 孝祐	3501-1511		
		係長	伊藤 耕平	3501-1511		
		総括係長	平林 明裕	3501-1511		
	国土交通省	資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課長	係員	岡林 俊起	3501-1511	
			担当補佐	若井 義弘	3501-1511	
		中小企業庁 事業環境部 金融課長	経済産業調査	山崎 彬裕	3501-1511	
			係員	牛嶋 裕之	3501-1511	
土地・建設産業局 不動産課長		法令係長	安井 暢高	3501-1511		
		担当補佐	石川 征幸	3501-1511		
大臣官房危機管理室		総括係長	北島 洋平	3501-1511		
		総括係	北見 浩二	3501-1511		
※本資料は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会」の関係連絡先一覧裏に基づいて作成したものである		商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課長	担当補佐	原田 富雄	3501-1511	
			専門職	明石 順子	3501-1511	
	資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課長	担当補佐	木口 慎一	3501-1511		
		課長補佐(信用補完担当)	高橋 一幸	3501-1511		
	中小企業庁 事業環境部 金融課長	係長	河野 愛一朗	3501-1511		
		係員	山崎 章太	3501-1511		
	土地・建設産業局 不動産課長	係員	大洞 真也	3501-1511		
		担当調整官	矢吹 周平	5253-8111		
	大臣官房危機管理室	係長	鈴木 健弘	5253-8111		
		係員	大内 健太	5253-8111		
大臣官房危機管理室	専門官	工藤 孝幸	5253-8111			
	主査	松村 昭博	5253-8111			

※本資料は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会」の関係連絡先一覧裏に基づいて作成したものである





F A T F 勧告実施に関する関係省庁連絡会議（第5回）  
犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会  
合同会議の開催について

〔平成 25 年 12 月 2 日（月）  
1 3 : 3 0 ~  
中央合同庁舎 2 号館 1 6 階警察庁第 1 会議室〕

<議事次第>

- 1 開会
- 2 分科会の改組について
- 3 犯罪収益移転防止法及び下位法令の改正の方向性について
- 4 犯収法改正に係る関係省庁協議及び業界説明の進め方
- 5 意見交換・質疑応答
- 6 閉会



FATF 勧告実施に関する関係省庁連絡会議（第5回）  
 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会合同会議

警察庁

鈴木 基久 長官官房審議官（犯罪収益対策担当）  
 國枝 治男 刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官  
 森内 彰 刑事局組織犯罪対策部総括分析官  
 松坂 規生 刑事局刑事企画課刑事指導室長  
 千代 光一 刑事局組織犯罪対策部国際連携対策官  
 青山 彩子 生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室長  
 井上 一志 長官官房参事官（危機管理企画担当）

内閣官房

田中 勝也 内閣参事官

内閣府

沢口 匠 政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）付

金融庁

井上 俊剛 総務企画局総務課調査室長  
 高橋 弥生 総務企画局総務課国際室課長補佐  
 佐藤 勝彦 証券取引等監視委員会事務局総務課課長補佐

総務省

眞貝 基之 大臣官房企画課係長  
 泉水 克規 自治行政局行政課課長補佐  
 藤波 恒一 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課企画官  
 高盛 稔 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課係長

法務省

宮本 恭子 大臣官房司法法制部部付  
 塚野 智久 民事局民事第二課補佐官  
 磯部 慎吾 民事局局付  
 石田 良 刑事局局付  
 杉山 悟史 最高検察庁公安部公安事務課課長補佐

外務省

川上 文博 総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長

財務省

仲 浩史 大臣官房審議官（国際局担当）  
 大澤 裕次 国際局国際機構課企画官  
 折田 香織 大臣官房政策金融課地震保険計理官兼課長補佐  
 阿部 敬 国際局調査課外国為替室長  
 稲野 亘 国税庁長官官房総務課税理士管理室税理士係チーフ  
 中瀬 大樹 関税局調査課総括係長

文部科学省

根来 恭子 大臣官房国際課課長補佐

厚生労働省

加藤 滋徳 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長

農林水産省

佐々木政宏 食料産業局商品取引グループ課長補佐  
 毛利 幸喜 経営局金融調整課金融調整官  
 近久 浩典 水産庁漁政部水産経営課課長補佐

経済産業省

石崎 隆 商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課長  
 山崎 彬裕 商務流通保安グループ消費経済企画室経済産業調査員  
 石川 征幸 商務流通保安グループ商取引監督課課長補佐  
 明石 順子 資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課課長補佐  
 木口 慎一 中小企業庁事業環境部金融課課長補佐

国土交通省

井浦 義典 土地・建設産業局不動産課不動産指導室長  
 工藤 孝幸 大臣官房危機管理室専門官

1912

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

FATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議(第5回)  
 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する分科会合同会議

平成25年12月2日(月)午後1時30分～  
 合同庁舎2号館16階 警察庁第1会議室

警察庁 千代対策官  
 警察庁 松坂室長  
 警察庁 森内分析官  
 警察庁 國枝管理官  
 警察庁 鈴木審議官  
 財務省 仲審議官  
 財務省 大澤企画官

国土交通省 工藤専門官  
 国土交通省 井浦室長  
 小企業庁 木口課長補佐  
 資源エネルギー庁 明石課長補佐  
 経済産業省 石川課長補佐  
 経済産業省 山崎経済産業調査員  
 経済産業省 石崎課長  
 水産庁 近久課長補佐  
 農林水産省 刈金融調整官  
 農林水産省 佐々木課長補佐  
 厚生労働省 加藤室長  
 文部科学省 根来課長補佐

警察庁 青山室長  
 警察庁 井上参事官  
 内閣官房 田中参事官  
 内閣府 沢口参事官付  
 金融庁 井上室長  
 金融庁 高橋課長補佐  
 証券取引等監視委員会 佐藤課長補佐  
 総務省 眞貝係長  
 総務省 泉水課長補佐  
 総務省 藤波企画官  
 総務省 高盛係長  
 法務省 宮本部付

法務省 塚野補佐官  
 法務省 磯部局付  
 法務省 石田局付  
 最高検察庁 杉山課長補佐  
 外務省 川上室長  
 財務省 阿部室長  
 財務省 折田課長補佐  
 国税庁 稲野チーフ  
 財務省 中瀬係長

出入口



F A T F 勧告実施に関する関係省庁連絡会議（第5回）  
・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行  
に関する分科会合同会議  
配布資料

---

平成 2 5 年 1 2 月 2 日  
警 察 庁  
財 務 省

表:FATF 勧告の遵守に関する評価(抜粋)

FATF 勧告の遵守についての評価は、2004 年のメソドロジーの4段階の評価による(「C: Compliant(履行)」、「LC: Largely Compliant(概ね履行)」、「PC: Partially Compliant(一部履行)」、「NC: Non-Compliant(不履行)」)、又は例外的な場合には「NA: Not-Applicable(適用なし)」。

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
	予防的措置		
5	顧客管理	NC	<p>顧客管理が求められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客管理義務に、数居値を下回る関連する複数の取引が含まれていない。</li> <li>金融機関は、マネロン・テロ資金供与の疑いがあっても顧客管理を求められない。</li> </ul> <p>求められる顧客管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関が依拠することが許されている本人確認書類の質が不明であり、自然人の場合、写真付の身分確認(もしくは写真付の身分確認が実用的でない場合、リスク増加を抑制する追加的な二次的措置)は含まれない。</li> <li>金融機関は、法人顧客の代理人として活動する自然人が当該法人から権限委任されていることを確認する義務を負わない。</li> <li>金融機関は、顧客が法人及び法的取極の場合、法人顧客の法的地位、取締役、法人又は法的取極に対して拘束力を有する定款に関する情報の入手を義務付けられていない。</li> <li>金融機関に対する、真の受益者の身元の確認及び照合に関する一般的な義務がない。</li> <li>金融機関は、顧客が他人を代理しているかどうかを判定すること、或いは当該他人の身元を確認するために、合理的な措置を採ることを義務付けられていない。</li> <li>法人及び法的取極の場合、金融機関に対し、顧客の所有及び管理構造の把握、もしくは最終的に法人を所有又は支配する者が誰であるかの判定の義務づけがない。</li> <li>金融機関は、業務関係の目的及び意図された性質に</li> </ul>

<sup>1</sup> 評価の根拠は、評価が履行未満の場合にのみ示される。



40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
			<p>関する情報を入手する義務を明示的に負わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対し、業務関係に関する継続的な顧客管理を義務付ける法又は規則がない。</li> </ul> <p>リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの高い分野の顧客、業務関係、取引が強化された顧客管理の対象となっていない。</li> <li>リスクの低い分野の顧客が顧客管理義務から完全に除外されている。</li> <li>マネロン・テロ資金供与の疑いがあっても、顧客管理の措置を実施する義務がない。</li> </ul> <p>照会の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客管理の完了前に取引を行うことにより生じるリスクを最小限にするための内部管理体制(取引の件数、形態、総額の制限や強化された監視措置を含む)を構築することを求められていない。</li> </ul> <p>顧客管理の未了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客管理が完了できない場合に疑わしい取引の届出の提出を検討することを義務づけられていない。</li> </ul> <p>既存顧客</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対し、重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を義務付ける法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段がない。</li> </ul>
6	PEP(外国における重要な公的地位を有する者)	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段により、金融機関に対し、顧客が PEP(外国における重要な公的地位を有する者)であるか否かを判断することが義務付けられていない。</li> <li>金融機関は、PEP との取引に伴い増加するリスクを最小限にするための具体的な措置(上級管理者の承認を求めること、財産の源泉を立証すること、厳格な継続的監視を行うこと)を講じることを求められていない。</li> </ul>
7	コルレス銀行業務	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対する以下の義務が措置されていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) コルレス先がマネロン・テロ資金供与に関する執行措置の対象となっているか否かを確認する義務。</li> <li>b) コルレス先のマネロン・テロ資金対策に関する管</li> </ul> </li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
			<p>理体制が適切であるか否かを評価する義務。</p> <p>c) コルレス先との業務関係の確立にあたって上級管理者の承認を求める義務。</p> <p>d) 相互の金融機関のマネロン・テロ資金対策の責任を文書化する義務。</p>
8	新技術及び非対面取引	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、マネロン・テロ資金供与を目的とした技術革新の利用を最小限にするための方針及び手続きを策定することを明示的に求められていない。</li> <li>非対面取引における(顧客の)身分確認及び照合に関する義務が十分でない。</li> </ul>
11	通常でない取引	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対し、明白な経済的又は法的な目的のない全ての複雑な取引、異常な大口取引、又は異常な取引形態に対し、特別の注意を払うことを義務付ける法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段がない。</li> <li>金融機関はそのような取引について、調査し、調査結果を文書化し保存する義務がない。</li> </ul>
12	DNFBP(指定非金融業者及び職業専門家)における顧客管理	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関における顧客管理(勧告5)における指摘事項は DNFBP にも該当する。</li> <li>勧告6、8、11に関する義務が DNFBP に適用されていない(勧告9は適用なし)。</li> <li>日弁連の会則は、非対面の取引についての不十分なガイダンスであり、広範囲の受入可能な文書(不特定の「信頼の置ける私的団体」により作成された文書を含む)に弁護士が依拠できるようにしている。</li> <li>日弁連の会則2条の顧客管理義務の除外範囲が不明確であり、多数の取引が除外されると解釈できうる。</li> <li>弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士の顧客の顧客管理に、FATF 勧告にない、一定の金額以下の取引を除外する除外規定がある。</li> <li>弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士は、疑わしい取引の届出義務を課されていないので、疑わしい取引の届出義務の対象業種として、同届出制度の一環として課せられる、通常でない取引又は大口取引の監視に関する間接的な義務が適用されない。</li> <li>顧客管理義務違反に対する制裁制度は実証されていない。</li> </ul>
15	内部管理、法令遵守、監査	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、マネロン・テロ資金対策のための内部管理制度を採用・維持することを明示的に義務付けられていない</li> <li>マネロン・テロ資金対策に関するコンプライアンス担当者(上級管理職レベル)の指定するための法律上又は規制上の義務がない。また、これらの担当者の役割、</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
			<p>責任(顧客の本人確認、他の顧客管理情報及び取引記録への適時なアクセスを含む)に関するガイダンスがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、(マネロン・テロ資金対策関連の)手続き、施策及び管理の遵守をテストするための独立した監査機能を維持することを明確に求められていない。</li> <li>手続き及び方針を必要に応じてアップデートすることが求められていないとともに、これらの手続き及び方針の利用について研修を受けるべき従業員に伝達することが義務付けられていない。</li> <li>職員の採用の際に、高い規範を維持するための選考過程を採用することが義務付けられていない。</li> </ul>
16	DNFBP による疑わしい取引の届出	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律専門家及び会計士が疑わしい取引の届出義務の対象となっていない。</li> <li>疑わしい取引の届出制度の実効性は未だ検証されていない。</li> <li>勧告14の適用が金融機関について限定されていることは DNFBP についても適用される。</li> <li>勧告15及び21は DNFBP に適用されていない。</li> <li>DNFBP を所管する省庁によるマネロン・テロ資金対策のための適切な内部管理に関するガイダンスやマネロン・テロ資金対策の監督に関するオンサイト、オフサイトのプログラムを策定していない。</li> </ul>
18	シェルバンク	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関がシェルバンクとのコルレス銀行業務関係の確立、又はそれを継続することについて明確な禁止規定がない。</li> <li>金融機関に対し、外国に所在するコルレス先金融機関が、その保有する口座をシェルバンクに利用させないことについて、十分に確認することを求める明示的な規定がない。</li> </ul>
21	高リスク国への特段の注意	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段において、FATF 勧告を適用していないか又は適用が不十分な国との業務関係および取引に対して特段の注意を払うことを義務付けられていない。</li> <li>そのような国との取引に明白な法目的を有さない場合、金融機関には取引相手を調査し書面化する義務がない。</li> <li>金融機関にはそのような国との取引のリスクを軽減する特定の対抗措置を実施する義務がない。</li> <li>日本には、FATF 勧告を適用しない又は適用が不十分な国への対抗措置を実施する枠組みがない。</li> </ul>
22	海外支店・現法	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、その海外子会社が、本国の義務及び FATF 勧告と統合的なマネロン・テロ資金対策のため</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
			<p>の措置を遵守することを確保する明示的な義務が課されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関は、FATF勧告を適用していない、又は適用が不十分な国に所在する支店及び子会社が上述の本国の要請及び上記原則を遵守していることに特段の注意を払うことを義務付けられていない。</li> <li>・ 海外支店又は海外子会社は、本国と現地でマネロン・テロ資金対策の義務が異なる場合、より高い方の基準を適用することを明示的に義務付けられていない。</li> <li>・ 金融機関は、その海外支店又は海外子会社が、現地の法律・規則で禁止されていることを理由に、適切なマネロン・テロ資金対策を遵守できない場合に、本国の関係当局にその旨を報告することを明示的に義務付けられていない。</li> </ul>

2013 G8 ロック・アーン・サミット 首脳コミュニケ(仮訳)(抜粋)

平成 25 年 6 月 18 日

資金洗浄対策

32. 我々の金融システムは、資金洗浄及びテロ資金供与がもたらす深刻なリスクにさらされている。我々は、FATF 基準を完全に支持し、それらを効果的に実施することにコミットする。我々は、FATF による、戦略的な資金洗浄・テロ資金供与対策 (AML/CFT) 上の問題を有する高リスク国・地域の特定と監視を支持するとともに、すべての国が FATF 基準を満たすことを確保するための措置を講じることを奨励する。我々は、企業犯罪に関与した者が責任を追及されることを確保するため、我々の AML/CFT に関する義務の適切かつ効果的な監督及び執行を確保することにコミットしている。

顧客管理ワーキンググループ

配布資料

平成 2 5 年 1 2 月 2 日

警 察 庁  
財 務 省

表:FATF 勧告の遵守に関する評価(抜粋)

FATF 勧告の遵守についての評価は、2004 年のメソドロジーの4段階の評価による(「C: Compliant(履行)」、「LC: Largely Compliant(概ね履行)」、「PC: Partially Compliant(一部履行)」、「NC: Non-Compliant(不履行)」)、又は例外的な場合には「NA: Not-Applicable(適用なし)」。

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
	予防的措置		
5	顧客管理	NC	<p>顧客管理が求められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客管理義務に、敷居値を下回る関連する複数の取引が含まれていない。</li> <li>金融機関は、マネロン・テロ資金供与の疑いがあっても顧客管理を求められない。</li> </ul> <p>求められる顧客管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関が依拠することが許されている本人確認書類の質が不明であり、自然人の場合、写真付の身分確認(もしくは写真付の身分確認が実用的でない場合、リスク増加を抑制する追加的な二次的措置)は含まれない。</li> <li>金融機関は、法人顧客の代理人として活動する自然人が当該法人から権限委任されていることを確認する義務を負わない。</li> <li>金融機関は、顧客が法人及び法的取極の場合、法人顧客の法的地位、取締役、法人又は法的取極に対して拘束力を有する定款に関する情報の入手を義務付けられていない。</li> <li>金融機関に対する、真の受益者の身元の確認及び照合に関する一般的な義務がない。</li> <li>金融機関は、顧客が他人を代理しているかどうかを判定すること、或いは当該他人の身元を確認するために、合理的な措置を採ることを義務付けられていない。</li> <li>法人及び法的取極の場合、金融機関に対し、顧客の所有及び管理構造の把握、もしくは最終的に法人を所有又は支配する者が誰であるかの判定の義務づけがない。</li> <li>金融機関は、業務関係の目的及び意図された性質に</li> </ul>

<sup>1</sup> 評価の根拠は、評価が履行未満の場合にのみ示される。

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
			<p>関する情報を入手する義務を明示的に負わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対し、業務関係に関する継続的な顧客管理を義務付ける法又は規則がない。</li> </ul> <p>リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの高い分野の顧客、業務関係、取引が強化された顧客管理の対象となっていない。</li> <li>リスクの低い分野の顧客が顧客管理義務から完全に除外されている。</li> <li>マネロン・テロ資金供与の疑いがあっても、顧客管理の措置を実施する義務がない。</li> </ul> <p>照合の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客管理の完了前に取引を行うことにより生じるリスクを最小限にするための内部管理体制(取引の件数、形態、総額の制限や強化された監視措置を含む)を構築することを求められていない。</li> </ul> <p>顧客管理の未了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客管理が完了できない場合に疑わしい取引の届出の提出を検討することを義務づけられていない。</li> </ul> <p>既存顧客</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対し、重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を義務付ける法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段がない。</li> </ul>
6	PEP(外国における重要な公的地位を有する者)	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段により、金融機関に対し、顧客が PEP(外国における重要な公的地位を有する者)であるか否かを判断することが義務付けられていない。</li> <li>金融機関は、PEP との取引に伴い増加するリスクを最小限にするための具体的な措置(上級管理者の承認を求めること、財産の源泉を立証すること、厳格な継続的監視を行うこと)を講じることを求められていない。</li> </ul>
7	コルレス銀行業務	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対する以下の義務が措置されていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) コルレス先がマネロン・テロ資金供与に関する執行措置の対象となっているか否かを確認する義務。</li> <li>b) コルレス先のマネロン・テロ資金対策に関する管</li> </ul> </li> </ul>



40の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
			<p>理体制が適切であるか否かを評価する義務。</p> <p>c) コルレス先との業務関係の確立にあたって上級管理者の承認を求める義務。</p> <p>d) 相互の金融機関のマネロン・テロ資金対策の責任を文書化する義務。</p>
8	新技術及び非対面取引	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、マネロン・テロ資金供与を目的とした技術革新の利用を最小限にするための方針及び手続きを策定することを明示的に求められていない。</li> <li>非対面取引における(顧客の)身分確認及び照合に関する義務が十分でない。</li> </ul>
11	通常でない取引	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対し、明白な経済的又は法的な目的のない全ての複雑な取引、異常な大口取引、又は異常な取引形態に対し、特別の注意を払うことを義務付ける法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段がない。</li> <li>金融機関はそのような取引について、調査し、調査結果を文書化し保存する義務がない。</li> </ul>
12	DNFBP(指定非金融業者及び職業専門家)における顧客管理	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関における顧客管理(勧告5)における指摘事項はDNFBPにも該当する。</li> <li>勧告6、8、11に関する義務がDNFBPに適用されていない(勧告9は適用なし)。</li> <li>日弁連の会則は、非対面の取引についての不十分なガイダンスであり、広範囲の受入可能な文書(不特定の「信頼の置ける私的団体」により作成された文書を含む)に弁護士が依拠できるようにしている。</li> <li>日弁連の会則2条の顧客管理義務の除外範囲が不明確であり、多数の取引が除外されると解釈できうる。</li> <li>弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士の顧客の顧客管理に、FATF勧告にない、一定の金額以下の取引を除外する除外規定がある。</li> <li>弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士は、疑わしい取引の届出義務を課されていないので、疑わしい取引の届出義務の対象業種として、同届出制度の一環として課せられる、通常でない取引又は大口取引の監視に関する間接的な義務が適用されない。</li> <li>顧客管理義務違反に対する制裁制度は実証されていない。</li> </ul>
15	内部管理、法令遵守、監査	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、マネロン・テロ資金対策のための内部管理制度を採用・維持することを明示的に義務付けられていない</li> <li>マネロン・テロ資金対策に関するコンプライアンス担当者(上級管理職レベル)の指定するための法律上又は規制上の義務がない。また、これらの担当者の役割、</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
			<p>責任(顧客の本人確認、他の顧客管理情報及び取引記録への適時なアクセスを含む)に関するガイダンスがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、(マネロン・テロ資金対策関連の)手続き、施策及び管理の遵守をテストするための独立した監査機能を維持することを明確に求められていない。</li> <li>手続き及び方針を必要に応じてアップデートすることが求められていないとともに、これらの手続き及び方針の利用について研修を受けるべき従業員に伝達することが義務付けられていない</li> <li>職員の採用の際に、高い規範を維持するための選考過程を採用することが義務付けられていない。</li> </ul>
16	DNFBP による疑わしい取引の届出	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律専門家及び会計士が疑わしい取引の届出義務の対象となっていない。</li> <li>疑わしい取引の届出制度の実効性は未だ検証されていない。</li> <li>勧告14の適用が金融機関について限定されていることは DNFBP についても適用される。</li> <li>勧告15及び21は DNFBP に適用されていない。</li> <li>DNFBP を所管する省庁によるマネロン・テロ資金対策のための適切な内部管理に関するガイダンスやマネロン・テロ資金対策の監督に関するオンサイト、オフサイトのプログラムを策定していない。</li> </ul>
18	シェルバンク	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関がシェルバンクとのコルレス銀行業務関係の確立、又はそれを継続することについて明確な禁止規定がない。</li> <li>金融機関に対し、外国に所在するコルレス先金融機関が、その保有する口座をシェルバンクに利用させないことについて、十分に確認することを求める明示的な規定がない。</li> </ul>
21	高リスク国への特段の注意	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段において、FATF 勧告を適用していないか又は適用が不十分な国との業務関係および取引に対して特段の注意を払うことを義務付けられていない。</li> <li>そのような国との取引に明白な法目的を有さない場合、金融機関には取引相手を調査し書面化する義務がない。</li> <li>金融機関にはそのような国との取引のリスクを軽減する特定の対抗措置を実施する義務がない。</li> <li>日本には、FATF 勧告を適用しない又は適用が不十分な国への対抗措置を実施する枠組みがない。</li> </ul>
22	海外支店・現法	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、その海外子会社が、本国の義務及び FATF 勧告と整合的なマネロン・テロ資金対策のため</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>1</sup>
			<p>の措置を遵守することを確保する明示的な義務が課されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、FATF勧告を適用していない、又は適用が不十分な国に所在する支店及び子会社が上述の本国の要請及び上記原則を遵守していることに特段の注意を払うことを義務付けられていない。</li> <li>海外支店又は海外子会社は、本国と現地でマネロン・テロ資金対策の義務が異なる場合、より高い方の基準を適用することを明示的に義務付けられていない。</li> <li>金融機関は、その海外支店又は海外子会社が、現地の法律・規則で禁止されていることを理由に、適切なマネロン・テロ資金対策を遵守できない場合に、本国の関係当局にその旨を報告することを明示的に義務付けられていない。</li> </ul>

2013 G8 ロック・アーン・サミット 首脳コミュニケ(仮訳)(抜粋)

平成25年6月18日

資金洗浄対策

32. 我々の金融システムは、資金洗浄及びテロ資金供与がもたらす深刻なリスクにさらされている。我々は、FATF 基準を完全に支持し、それらを効果的に実施することにコミットする。我々は、FATF による、戦略的な資金洗浄・テロ資金供与対策(AML/CFT)上の問題を有する高リスク国・地域の特定制と監視を支持するとともに、すべての国がFATF 基準を満たすことを確保するための措置を講じることを奨励する。我々は、企業犯罪に関与した者が責任を追究されることを確保するため、我々のAML/CFTに関する義務の適切かつ効果的な監督及び執行を確保することにコミットしている。